

地域森林管理支援センターたより

2026.2月号
Vol.15

Action Record

| | | |
|-----------------------------------|----------------------|-------|
| 2025.12.8 第13回市町村林務担当職員研修(実践型) | ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」 | 4名参加 |
| 2026.2.20 地域森林管理支援センター評価委員会開催 | ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」 | 5名参加 |
| 2026.1.19~3.5(予定) 第3回目の市町村巡回支援実施中 | | 34市町村 |

Business Performance (2月28日時点)

| | |
|--------------------|-----|
| ★相談窓口対応 | 75件 |
| ★市町村巡回支援 | 99回 |
| ★専門家への相談斡旋 | 7回 |
| ★地域森林監理士短期派遣 | 54回 |
| ★市町村林務担当職員研修 | 14回 |
| ★地域森林監理士フォローアップ研修会 | 3回 |
| ★冊子「森林のたより」への寄稿 | 3回 |



Topics

★地域森林管理支援センター評価委員会を開催★

日時：令和8年2月20日(金) 13:00~15:05

場所：ぎふ森林文化センター 3階 東濃ひのきホール

委員：西南濃森林組合 業務課長 高木啓晶
岐阜県地域森林監理士 平井和子
高山市役所森林政策課 課長 水橋 靖
可茂農林事務所林業課 森林整備係長 福井 樹
県森林活用推進課 森林吸収源対策係長 村土秀巳

内容：(1)令和7年度業務報告について
(2)支援センター業務に関するアンケート結果について
(3)支援センターの取組み課題と今後の方向性について
(4)その他



評価委員会の様子

<意見交換>

- ・サイボウズについては、今年度から県と34市町村を追加して運用。
- ・市町村の管理職の課題に対する認識を促すため、課長級以上が参加する意見交換会を実施されたい。
- ・市町村担当職員にとっては、1~3年で異動するため、「誰に聞けばよいか」という相談先の存在が重要であり、支援センターが「何でも相談できる最初の窓口」としての役割を担っている。
- ・巡回支援の記録について、センターが持っている情報を市町村と共有する仕組み作りを検討する。
- ・意向調査は、管理放棄された森林の所有者に意向を確認する重要な業務だが、全市町村で継続的に実施されていない。
- ・県の林業普及指導員が行う業務を支援センターが補完しているという認識。
- ・県の動向が把握しにくい「地域森林監理士」に対し、県からの直接の情報提供や、サイボウズでの閲覧についても検討。
- ・市町村へのメール通知は、担当者が不明な場合に放置される可能性があるため、年度初めに市町村の担当者を明確にする仕組みについて提案された。
- ・市町村間の連携については、協議会の設置などで強化していくことの事例が報告された。

地域森林管理支援センター 〒500-8356 岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内

発行元

☎058-201-5013 ✉f-shien@g-moriren.or.jp

★相談窓口について★ ～相談窓口には、こんな相談がありました～

○ 森林経営管理法改正に伴う「経営管理支援法人」の指定制度への対応について準備を進めて行くことを考えております。支援法人の要件についても、都道府県や複数の市町村が共同で設置している公益法人等、森林の集積・集約化に専門的知見を有する森林組合連合会等の林業団体、ICT 技術を活かして林業のスマート化に取り組んでいる企業等と資料に記載されておりますが、我々が設立を目指している法人が要件を満たせるのかも不明な状況で具体的な対応が取れないのが現状です。情報提供お願いいたします。

- ▶ 1 経営管理支援法人になろうとする法人が指定申請するところは、「該当市町村」となるようです、でも、県内の市町村にはそのことを十分に承知していない状況です。
- 2 申請準備や申請時期は、下記に記載されている通りで進むと考えられますが、市町村の認識・準備に時間がかかり、4月直ぐとはいかないと考えます。
- 3 支援法人の要件については、申請時に提出を求める書類の例として、次のように書かれています。
○定款 ○登記事項証明書 ○役員・代表者の氏名、住所及び略歴を記載した書面 ○前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表 ○当該年度事業の事業計画書及び収支予算書 ○経営管理の実施を支援する活動（※1）に係る実績を記載した書面（※2） ○支援法人として行おうとする業務に関する計画書

4 支援法人の審査。

基準は市町村が独自に定めるものであるが、例えば以下のような基準で審査されると望ましい、

○次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する法人であること。

（ア）特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般社団法人（公益財団法人を含む）

（イ）経営管理の実施を支援する活動を行う法人であること

○岐阜市森づくり会議を12月25日（木）13：30～開催するので、そこで、森林経営管理制度の取組状況などについて話をしてほしい。

▶ 承知しました

○ 今年度アンケート調査を実施する予定で、現状、添付のとおりを考えております。

今後の管理の意向の欄において、もっとこういう記述にした方がいいなど、ご助言あればお願いいたします。

市としては、なるべく林業事業者へのあっせんを進めていきたいため、「工」とおり記載をしております。

お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いたします。

▶ 調査票を確認いたしました

この内容で、市としての方向性が整理できると考えます

1点、「地番ごとの現況及び管理意向調査票」の「2 今後の管理の意向」の「工」の記載方法ですが

現在「市に相談や委託の調整をしたい」を「委託について市に相談したい」としては如何でしょうか「調整」という記載を残したいのであれば、「市に相談や委託の調整についてお願いしたい」とされたてはどうでしょうか、参考にしてください

○ 森林経営管理で市町村がある森林を管理するとき、単に切り捨て間伐でよいのかそれとも出材するべきなのか、これはどういった塩梅で決めるのか？また、それを委託するとき、業者選定するための要綱要領を作成すべし、との文書が昨年の6月くらいに国（？）から来ていたと思うが、どうやって作成すればよいのか。

- ▶ 切り捨てか利用間伐すべきかについては単純に机上では決められないこともあって、実際には現場の森林調査などしてから林分ごとに判断している市町村もあります。その判断には現在策定されている次期市町村森林整備計画も重要なカギになってきます。要綱要領作成の件も含めご相談内容の詳細を伺いたいのので、東濃農林事務所 AG と一緒に市役所へお邪魔したいと思えます。問題を切り分けながら、一つ一つ問題解決の糸口を見つけましょう。

★「第37回森林計画研究発表大会」で支援センターでの取組みを発表しました★

日時：令和8年2月18日（水）～19日（木）

場所：日比谷図書文化館 コンベンションホール

発表テーマ：森林経営管理制度による未整備森林の解消に取組む市町村への支援について

～「取組状況の流れ図」による情報共有を目指して～

内容：地域森林管理支援センターでは、森林経営管理制度に基づき意向調査や集積計画の作成を通じて市町村を支援してきましたが、当初想定していたようなペースでは実績が積み上がらない状況が続いていました。また、市町村担当者の異動によるリセット状態の改善が課題となっていました。そこで市町村を丁寧巡回して現場の実情を把握したうえで、業務改善につながる取組みを積極的に推進しました。

具体的には、市町村職員が制度をわかりやすく理解でき、実績報告などの事務負担もできるだけ減らせるよう、林野庁の「流れ図」を参考に「岐阜県版の流れ図」を独自に作成しました。

この取組は、制度の全体像や手順の見える化、これまでの取組実績の整理、担当者の引継ぎ資料への活用など、実効性が高くきめ細かな支援ツールとして高く評価されました。

結果：森林政策・経営部門での最高位となる「優秀賞」を受賞いたしました



表彰者の記念写真